

# コンプライアンス宣言

平成23年11月29日  
(社)北海道建設業協会

北海道建設業協会は、これまでの官発注工事の入札契約に關わる度重なる不詳事の発生を踏まえ、その信頼回復に向けて取り組んでいる最中に、今回のような官製談合事件がさらに発生したことは、一層、道民の信頼を損なうものであり、一企業の問題にとどまらず建設業界全体がさらに厳しい社会的批判を浴びる結果となっていることについて、これを重く受け止めるとともに深くかつ強く反省しなければなりません。

本日、コンプライアンス推進委員会から、再発防止に向けた取組みに対する提言を受ける中で、このたびの事態への反省と再発防止に向けた真剣な取組みの徹底を強く求められたところであります。

北海道建設業協会としては、示された提言を真摯に受け止め、その再発防止に向けた更なる「法令遵守」の徹底と組織をあげた真剣な取り組みによって社会的な信頼の回復を図り、適正な取引による良質な社会資本の提供を通じて地域における経済や雇用を支える基幹産業としての社会的使命と責任を果たしていく所存であります。

以上のこと踏まえ、当協会は、平成21年5月に策定した新たな「行動憲章」を法令遵守の行動規範としつつ、次のような基本指針に基づき、コンプライアンスの徹底に全力で取り組んでまいります。

## 記

- 1 当協会及び会員協会並びに所属の会員企業は、地域を支える基幹産業としての社会的使命と責任の重さを自覚し、建設業法、独禁法等の法令遵守の徹底によって不祥事の再発防止に全力で取り組みます。
- 2 当協会は、建設業界の健全な発展を図るために、コンプライアンスの強化・徹底による不正行為の根絶を期すとともに、公正かつ厳正な事業活動に努めてまいります。
- 3 当協会及び会員協会並びに所属の会員企業は、不正行為の根絶、不祥事の再発防止の徹底を期するため、各企業経営者の意識改革及び企業倫理の向上に向けた監査体制、内部統制等システムの構築に真剣に取り組み、その確立に努めてまいります。